

平成 27 年度

事業計画書

一般財団法人 運動器の 10 年・日本協会

平成 27 年度 事業計画書
(平成 27 年 1 月 1 日～同 12 月 31 日)

1. 諸会議・会合

1) 評議員会

平成 27 年 2 月 7 日(土) 正午 第 7 回 評議員会<学士会館>
同 年 12 月 12 日(土) 正午 第 8 回 評議員会<如水会館>

2) 理事会

平成 27 年 2 月 7 日(土)14 時 第 1 回理事会<如水会館>
同 年 4 月 5 日(日)正午 第 2 回理事会<如水会館>
同 年 7 月 2 日(木)14 時 30 分 第 3 回理事会<案>
同 年 11 月 26 日(木)14 時 30 分 第 4 回理事会<案>

3) 会員連絡協議会

平成 27 年 4 月 5 日(日) 15 時 会員連絡協議会<如水会館>
同 16 時 会員連絡協議会懇親会<同上>

2. 事業

平成 26 年度第 4 回理事会において、当協会の定款第 4 条で定めた各事業項目について、下記の通り事業などを策定した。なお、前年度からの継続事業も含まれる。

(1) 学校における運動器検診体制の整備・充実及び「スクールトレーナー」養成に関わる創設の調査・研究

1) 事業の目標とする内容

「運動器の 10 年」日本委員会の事業として平成 17(2005)年度から平成 22(2010)年度の 6 年間にわたって行われた「学校における運動器検診体制の整備・充実モデル事業」の成果それに関連して作成された教育・啓発資材を基盤に、運動器検診のための保健調査票の内容、検診の実施方法と内容、判定基準、事後措置の内容、健康診断の結果に基づいた学校内での指導・健康教育の内容・方法等を具体的に実践可能な形で確立すると共に、その医学的・教育的意義について学校保健関係者及び社会全体に広く教育・啓発する。

学校保健安全法の一部改正による平成 28(2016)年 4 月よりの児童生徒の健康診断の中に運動器検診が本格的に実施されることを前提に、また、「スクールトレーナー」の養成制度の発足を展望しつつ、これまで以上に、より実践的な事業として推進する。

2) 主な事業推進計画

委員会を開催して、運動器検診体制の整備・充実部会 (A) 及び「スクールトレーナー」養成部会 (B) の両者について、具体的事業・活動内容と各委員の作業分担を検討する

①A モデル地域を複数定めて、学校での児童生徒の健康診断における運動器検診体制の整備・充実に資する下記の例に示すような調査・研究事業を実施する。

[例 1] 保健調査票の分析方法及びそれに基づく学校医の脊柱・四肢の検診の対応（重みづけによる検診時間、検診方法・内容の工夫等）についての調査研究

[例 2] 脊柱・四肢の具体的検診方法・内容及びその判定基準（正常、経過観察、専門医の受診を推奨、要指導：運動器機能不全状態）についての調査研究

[例 3] 学校医から専門医へと紹介されることが予測される運動器疾患・障害（側わん症、腰椎椎間板障害、腰痛症、腰椎分離症、オスグッド・シュラッテル病、肘離脱性骨軟骨炎、等）を有する児童生徒、保護者、教員等向けの指導・教育資材（冊子、パンフレット、ウェブ等）についての調査研究及び健康診断の結果「要指導」と判定された運動器機能不全状態（いわゆる「からだの固い子」）への具体的指導・プログラム、指導・教育資材についての調査研究

[例 4] 運動器機能不全状態の児童生徒の外傷・障害の発生リスク及び医師、理学療法士、体育教師等による指導・教育という介入の効果と課題についての調査研究

②.A 日本医師会（学校保健委員会）、日本学校保健会、日本整形外科学会（学校保健委員会）、文部科学省（スポーツ・青少年局学校健康教育課）等と連携して、『児童生徒の健康診断マニュアル』（日本学校保健会発刊）及び『学校医の手引き』（日本医師会発刊）が、適切かつ円滑に行われるように支援・協力する。

③.A ②Aと同様の連携の下に、学校医、養護教諭等、学校保健関係者への運動器検診に関わる理解を広め・深めるための教育研修活動を推進する。

①B. 「スクールトレーナー」の業務・活動内容、学校保健現場での位置づけと役割、学校医及び地域の運動器専門医との関係等を明確にするため、モデル地域を複数定めて、下記の例に示すような調査研究事業を実施する。

[例 1] 学校医、養護教諭、地域の運動器専門医等と緊密な連携をとって、児童生徒の運動器疾患・障害及び運動器機能不全状態の軽減・予防を図るための学校での指導・教育の介入についての調査研究

[例 2] 運動部活動・スポーツクラブ活動に伴う児童生徒の運動器疾患・障害の軽減・予防のための学校における理学療法士の活動のあり方に関する調査研究

[例3] 全国に「スクールトレーナー」が配置されることを前提とした場合の、業務・活動の項目と内容・量、身分と立場、学校・教育委員会、医師会等との関係、根拠規定、報酬、起こり得るトラブル等の課題等、実務上の諸問題についての調査研究

②B. 日本学校保健会（学校保健委員会）、日本理学療法士協会等と連携・協力して、運動器の健康に関わる教育・研修・啓発のための教員・保護者向けの教育資料の内容・構成をさらに精緻化し、「大切なことをわかりやすく伝える」ことを基本にして整備し、成果物（冊子・書籍、パンフレット、DVD等）を仕上げる。

③B. 日本医師会（学校保健委員会）、日本学校保健会、文部科学省（スポーツ・青少年局学校健康教育課）、日本整形外科学会（学校保健委員会）等、関係諸機関・団体に、「スクールトレーナー」の役割りと必要性、その位置づけ等の理解を深めるための「一般財団法人運動器の10年・日本協会としての説明資料」に資する基礎資料を検討し作成する。

3) 委員会を開催して、上記2～4の活動・事業の結果と課題を共有し、平成28(2016)年4月1日から施行される学校健康診断における運動器検診の本格実施のための具体的対応と今後の事業展開の方向性を定める。

(2) 中高年の運動器健康推進事業（事業内容の変更）

26年度までは1次骨折の予防を中心に展開してきたが、27年度からは2次骨折の有効な予防対策の検討を行う。今後の具体的な事業の進め方についてはFFN日本分科会と連携・協力して方針を策定する。

なお、担当理事はこれまで通り田辺理事とし、委員長として山本智章氏(新潟リハビリテーション病院院長)を委嘱する。

(3) 運動器疼痛対策事業の広報・啓発（継続事業）

本邦における運動器の痛みの実態と課題を明らかにし、国民に対して運動器疼痛対策の必要性とその意義を示す。また、運動器疼痛に対する現時点の治療や予防法について現況を整理し、医療者および国民に提供することで運動器の痛みに苛まされている患者を適切な医療が施されるようにしていく。

① 目標とする内容

運動器の痛みの治療法や予防法の啓発と普及
市民公開講座、医療者研修会などの開催の後援

② 事業推進計画の主な内容

1) 情報の集約と発信に関する事業

NPO いたみ医学研究情報センターや厚労研究：慢性の痛み研究班と協力して進める。

2) ホームページコンテンツの収集と発信

内山、福井、池本が中心となり情報を収集し、ホームページ等を介して情報

発信を行う。

3) 運動器の痛み市民公開講座の後援

牛田、池本、松原が中心となり、運動器の痛みへのより良い対応などについて、NPO いたみ医学研究情報センターなどと協力し市民向けの公開講座を開催する（年3回程度）

4) 痛みのワークショップの後援

牛田、三木、池本、松原、内山が中心となり、NPO 法人いたみ医学研究情報センターと共催して多職種の医療従事者向けにワークショップを開催し、これまでの研究などで得た運動器をはじめとする痛みに対する治療法などの情報を提供し、理解を深めてもらう。

5) 「運動器」という言葉を普及させるための事業

各学会において、「運動器」をテーマとした講演や発表を行っていく。

(4) 運動器外傷の救急医療に関する事業（継続事業）

わが国における運動器外傷に対する救急医療の質の向上と救急外傷センターシステムの構築をめざす活動への支援、協力

①目標とする内容

運動器外傷登録制度への支援と協力

わが国における救急外傷センターシステムの必要性に関する啓発活動

②事業推進計画の主な内容

運動器外傷の救急医療に関する委員会の開催

諸外国の救急外傷センター視察報告書作成

骨折治療学会と労災病院グループで開始される運動器外傷登録制度への支援と協力

日本外傷学会後に開催される救急外傷センターシステム構築に関わる会議の支援

(5) 運動器の健康に関する広報活動（継続事業）

運動器の健康を広く一般市民にも理解してもらうことなどを目指して広報季刊誌「MOVING」を年度内4回発行する。今年度から3, 6, 9, 12月に発行時期を変更する。巻頭の著名人インタビューのほか順次参加団体の活動紹介、一般にも親しみやすい内容とする。コラムとして運動器の説明や運動器の疾患等についての連載コーナーを継続する。

配布は、参加団体はじめ関係団体のほか各地の市民公開講座などで配布協力を要請する。また、引き続き保健所窓口や都道府県教育委員会学校保健担当者にも送付する。毎号約4万部の配布を目指す。今年度も協賛広告は掲載しない。

(6) 成長期のスポーツ外傷予防啓発事業（継続事業）

中学・少年野球選手の関係団体が、昨年から公式戦における投球回数制限を揃って導入を決めており、成長期の選手たちの障害予防の機運が出てきた。こ

の機会にさらに指導者や保護者に啓発を図る企画を設定し、周知を図りたい。

また、日本整形外科学会スポーツ委員会と連携し、小学生の硬式、軟式野球関係団体の協力を得て実施した、全国 1 万人の選手の実態調査とその指導者へのアンケートを分析し、広範なデータに基づいた指導指針をまとめる。

- ① 成長期のスポーツ外傷・障害の予防についての知識を指導者、保護者に啓発するため、指導者講習会に講師を派遣する。
- ② 26 年度に実施した小学生 1 万人の実態調査で協力を得たチームに再度年度内に実態調査を実施し、その後の投球回数制限や成長期の障害予防指導の介入効果を探る。
- ③ 肩、ひじ検診の基本マニュアルに従って各地でモデル検診を実施し、障害の有無と 2 次検診後の推移を調査する。
- ④ 久光製薬(株)の協力で制作した、「セルフチェックマニュアル」を、講習会などを通じて配布する。

(7) 運動器の 10 年・日本賞の公募（継続事業）

26 年度に続き、運動器の健康増進を目指す「運動器の 10 年」世界運動“動く喜び 動ける幸せ”の基本理念を広く一般社会に普及・啓発するため、各団体、機関、個人等が行う全国各地での独創的かつ優れた企画事業を顕彰する。

11 月末締め切りの公募とし、審査委員会を経て理事会で決定する。

最優秀の運動器の 10 年・日本賞には 50 万円、同・優秀賞 2 件に各 25 万円、同・奨励賞 5 件に各 10 万円を贈る。

また、この顕彰事業を通じて運動器の健康増進を啓発・広報するため、表彰式を行い、周知を図る。この表彰式には、特別賛助、賛助会員各社の担当者を招待し、当協会の事業支援に理解を求めるとともに連携を深める。

(8) 「運動器の 10 年」世界運動との連携（継続事業）

B J D 国際本部とも連携し、年度内「運動器の 10 年」世界運動の普及・啓発を図る活動を継続して行う。

3. その他の啓発事業

1) バッジ頒布

2010 年～2020 年の活動期間が刻印されたロゴバッジを各会員団体、個人に配布、「運動器の 10 年」世界運動の啓発活動の継続を図る。

2) 運動器の 10 年・日本協会活動紹介パンフレット(四つ折り)の配布

新たな参加団体、賛助会員を迎えたことで、運動器の 10 年・日本協会活動紹介パンフレットを更新、運動器の解説や当協会の活動内容、参加団体などを表記し、様々なイベントや市民公開講座で配布、一般市民への啓発を図る。

以 上